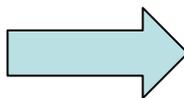


特別な医療にかかる時間の修正

現在の設定されている特別な医療にかかる時間

	時間 (分)
点滴	8.5
中心静脈栄養	8.5
透析	8.5
ストーマの処置	3.8
酸素療法	0.8
レスピレーター	4.5
気管切開の処置	5.6
疼痛の看護	2.1
経管栄養	9.1
モニター測定	3.6
じょくそうの処置	4.0
カテーテル	8.2

現状：介護保険制度開始当初のデータを利用



対策：新たなタイムスタディの結果に基づき特別な医療にかかる時間の修正

特別な医療の算定方法：平成18年の実態調査において当該医療措置を受けている者の医療行為にかかる時間から当該医療行為を行っていない者の医療行為にかかる時間を減じることで算定する。